

石巻市公共物管理条例 新旧対照表
[令和8年4月1日改正]

改 正				現 行				
区分	形態又は種類	単 位	使用料	区分	形態又は種類	単 位	使用料	
使 用	柱 類	第1種電柱	1本につき1年	使 用	第1種電柱	1本につき1年	480	
		第2種電柱			第2種電柱		730	
		第3種電柱			第3種電柱		990	
		第1種電話柱			第1種電話柱		430	
		第2種電話柱			第2種電話柱		680	
		第3種電話柱			第3種電話柱		940	
		その他の柱類			その他の柱類		43	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	5	使 用	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	4	
			3		地下電線その他地下に設ける線類		3	
		広告塔	表示面積1m ² につき1年		広告塔	表示面積1m ² につき1年	870	
管 類	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	22	使 用	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	18	
			31		外径が0.07m以上0.1m未満のもの		26	
			46		外径が0.1m以上0.15m未満のもの		38	
			61		外径が0.15m以上0.2m未満のもの		51	
			92		外径が0.2m以上0.3m未満のもの		77	
			120		外径が0.3m以上0.4m未満のもの		100	
			220		外径が0.4m以上0.7m未満のもの		180	
			310		外径が0.7m以上1m未満のもの		260	
			610		外径が1m以上のもの		510	
	駐車場、休憩所、遊戯場、露店、商品置場又は材料置場	使用面積1m ² につき1月	64	使 用	駐車場、休憩所、遊戯場、露店、商品置場又は材料置場	使用面積1m ² につき1月	64	
農地					農地	1m ² につき1年	5	
	採草放牧地				採草放牧地		3	
	そ の 他	工作物を設置する場合			そ の 他	工作物を設置する場合	170	
		工作物を設置しない場合			そ の 他	工作物を設置しない場合	100	
収 益	土砂		採取量1m ³ につき	150	収 益	土砂	150	
	砂			170		砂	170	
	切込砂利			180		切込砂利	180	
	砂利(径8cm未満のもの)			200		砂利(径8cm未満のもの)	200	
	栗石(径8cm以上15cm未満のもの)			200		栗石(径8cm以上15cm未満のもの)	200	
	玉石(径15cm以上60cm未満のもの)			230		玉石(径15cm以上60cm未満のもの)	230	
	軽石(径60cm以上のもの)			370		軽石(径60cm以上のもの)	370	